

■観光産業：観光客のニーズを的確にとらえ、地域資源を最大限に活用した体験滞在型観光の充実を図るとともに、観光客の誘致拡大に努めます。エコパーク平庭高原については、県が「体験施設」や「交流施設」の建設工事に着手することになっており、平成二十年四月のオープンを目指し、受入体制や体験メニューの準備を進めます。

主要施策5
人と文化を育む
まちづくり

■学校教育：今後も授業方法の改善を図り、少人数加配教員の配置を受けながら基礎学力の定着を図るとともに、地域に根ざした教育の推進により、「知・徳・体」の調和のある人間形成に努めます。
学校給食では、食の教育を進めるとともに、地産地消についても取り組みます。

■学校統合：馬淵小学校と五日市小学校の統合準備を進めるとともに、三中学校の統合について保護者や町民に対する説明会などを開催します。

■高等学校教育の振興：葛巻高校教育振興協議会に対し、通学定額代

■町道：坂待屋鷹ノ巣線と根地戸線の道路改良工事を継続して進めます。

■災害：昨年十月の大雨洪水被害の町内土木等施設災害の査定額は、県事業分が六十一カ所、十七億八千七百九十二万円です。県は、元町川を災害関連事業として申請し採択されています（事業費は五億一千九百二十六万円）。町事業分は、百四十四カ所、十一億四千八百四十九万円の査定額となっています。

いづれも十八年度から三年間で執行・完了となるもので、十九年度が実質的な災害復旧の年になり、事業費は二十九億八千五百六十四万円、全体の九八%の執行となります。

■バス交通対策：町内で運行している二路線に対し、引き続き関係町村と連携して補助金を交付し、路線の維持に努めます。また、路線バスの利用促進を図るため、非バス利用者も含めた利用促進の取り組みを進めます。

■地域情報化の推進：小屋瀬、元木地区の携帯電話のエリア拡大に努めます。

主要施策7
協働のまちなみ

■住民参画の推進：町民の満足度

の三割助成を新設するほか、スクールバスの高校生利用を拡大するなど通学に重点をおいた助成を行うとともに、魅力ある学校づくりに行うことにより支援します。

■生涯学習：住民の学習ニーズに即した第六次生涯学習推進計画の策定を進めます。

小学校区で安心・安全な居場所を設ける「放課後子ども教室推進事業」を進めます。また、出前講座は、町の施策や課題に関する理解を深め、協働のまちづくりにつながるよう、さらに充実させます。

■公民館事業：町民のニーズに対応した各種講座や教室を開催します。公民館図書書の充実にも努めるとともに移動図書館車の運行などにより読書の普及拡大に努めます。また、ブックスタートや読み聞かせ事業等を継続しながら、図書ボランティアや人形劇サークルなどの育成を図り、幼少時からの読書習慣を進めます。

■青少年育成：青少年育成ネットワークなどと連携し、青少年の主体的な活動を支援します。また、「みんなで教振十カ年プロジェクト」の最終年に当たることから、組織や運動の見直し、地域の教育課題の掘り起こし推進について一層の周知を図ります。



光り輝くまちづくり支援事業の助成を受けて開催された「舞スマイルダンス教室発表会」

の高いまちづくりを進めるため、町民と行政が共に考え決定していく仕組みづくりが重要であることから、引き続き地域担当職員による行政情報提供、審議会などへの公募枠設置を推進し、まちづくりへの参画機会の拡充に努めます。

地域と行政の協働を推進するため自治会などが自主的・主体的な活動が展開できるよう「光り輝くまちづくり支援事業」などの支援事業を進めます。

■情報の共有：ホームページを活用した行政情報の発信による住民サービスの向上を図るとともに、葛巻の魅力的な情報を発信し、町のイメージアップに努めます。

「森と風のがっこう」「子ども長期自然体験村・スノーワンダーランド」の支援やジュニアリーダー・指導者養成研修、沖縄県北中城村への中学生訪問研修などを行い、人間性豊かな青少年を育む場の創出に努めます。

■生涯スポーツ：町民総合体育大会やスポーツ・レクリエーション祭などの種目や運営方法などに工夫を重ね、町民総参加型スポーツ行事の開催に努めます。

■ニュースポーツの普及や各種スポーツ教室の開催、大会の招致などスポーツが町民の生活の一部となるよう普及と振興に努めます。

また、総合運動公園の野球場や多目的グラウンド、子ども広場を改修整備し、生涯スポーツ・レクリエーションの推進を図ります。

■芸術文化の振興：町民の芸術文化活動の発表の場を提供しながら、各種講座、教室の開催を通じて創作活動意欲の向上を図ります。

また、俳句で文化の薫るまちづくり事業により、俳句に親しむ機会を提供し、町民の資質を伸ばせるよう、事業を継続します。



文化活動の発表の場として継続している地区文化祭

主要施策6
交流を広げ、誇りをもって情報発信する
まちづくり

■国・県道：堀ノ内橋は、十九年度に下部工、二十年度に上部工が完成する予定です。岩瀬地区から江刈川地区間の県単歩道環境事業は、引き続き実施されます。

平庭道路の整備については、平庭トンネル早期着工・完成促進住民大会など官民一体となり、早期着工に向け強く要望していきます。

●町職員の休息時間を廃止
国や県に準じて、職員の休息時間を廃止しました。

これに伴い、一般的な職員の勤務時間は、午前8時30分から午後5時30分まで（休憩時間は正午から午後1時）となります。（葛巻病院や保育園等を除く）

●町国民保護計画を策定
武力攻撃やテロなどの事態から町民を守るために法律に基づき策定した「葛巻町国民保護計画」について、議会に報告しました。同計画の内容は5月号でお知らせします。



年7月まで、町長の給料月額が60万円、副町長50万円、教育長49万円に減額されます。

選挙管理委員は、日額から月額報酬（委員長12,000円、委員9,000円）に、統計調査員は、年額から日額報酬（4,000円）になります。その他の委員は、改正前の日額報酬から1,000円の減額（おおむね4,000円）となります。

また、町防災会議条例ほか9つの条例で、委員定数を大幅に削減しています。

●町職員の定数を180人に削減
昨年度に引き続き、職員の定数を見直し、190人から180人に削減しました。

3月定例議会から

19年度予算や条例など24議案を可決

葛巻町議会3月定例会では、平成19年度一般会計当初予算や補正予算、葛巻町職員定数条例の一部改正など24議案が審議され、原案どおり可決されました。

主な内容は、次のとおりです。

- 副町長の定数を1人に決定
地方自治法の一部改正に伴い、助役に代わる「副町長」の定数を1人としました。また、収入役が廃止され、「会計管理者」が置かれます。
- 特別職の給料・報酬の減額と委員定数の削減
特別職の職員の給与に関する条例等が一部改正され、引き続き本